

## 海外情報

### 中国の税務行政

—上海市国家税務局・地方税務局を中心として—

上海長期出張者  
加藤正人

#### ◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、中華人民共和国の上海に派遣されている職員が、上海を中心として同国の主要な税制及び税務行政について最新の状況を解説したものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

はじめに	176
一 上海市の概要	176
二 上海市の税務局	177
1  税収	177
2  組織	177
3  税務職員数	178
4  各組織の主な機能	178
(1) 上海市局	178
(2) 財税分局（分局）	178
(3) 財税分局（稽查局）	178
(4) 各区県税務局	178
5  組織内の人事	179
6  紀律維持	179
7  税務執行	179
(1) 納税者管理	179
(2) 税務調査	179
(3) 電子申告	181
8  納税者サービス	181
(1) 税務所ホールのワンストップサービス	181
(2) 税務相談	182
(3) 市財税機関ウェブサイト「上海財税」	182
(4) 情報公開	183
三 中国の注冊（登録）税務師	183
四 酒類行政	184
1  未成年者酒類販売禁止プレートの設置	184
2  酒のラベル表示に関する法律の施行	185
おわりに	185

**はじめに**

前回の税大ジャーナルにおいては、中国の税務行政全般について、特に日本の国税庁に相当する国家税務総局（以下「総局」という。）の観点から説明を行った。本稿においては総局の下級組織である上海市国家税務局・地方税務局という地方の税務局の観点から、中国の税務行政について前回紹介されていないところを述べていくこととする。なお、

本稿においても意見・コメント等はすべて筆者個人の見解である。データは原則として本稿執筆時（07年6月）のものであり、邦貨換算額の為替レートは1元=16円で計算している。

**一 上海市の概要**

上海市は面積が6,341km<sup>2</sup>であり、日本の群馬県（6,363 km<sup>2</sup>）の面積に相当する。中

国全体から見ると 0.06%に過ぎないが、経済的な観点から見ると上海市の GDP は中国全体の 4.9%、貿易額は 24.4%を占めている。

上海市の人口については、2006 年の戸籍上の人口が 1,368 万人、上海市の戸籍を持たない人口を含めると 1,815 万人となっている<sup>1</sup>。

2005 年 12 月末における上海市の日系企業数は 5,060 社であり、外資系企業全体 (28,978 社) に占める日系企業の割合は 17.5%である。また上海市にある企業の総数は 614,780 社であり、外資系企業の割合は 4.7%となっている<sup>2</sup>。

1990 年に中央政府の許可を受けて、上海市の中心を南北に流れる黄浦江の東岸に位置する「浦東新区」の開発がスタートし、同新区内では自由貿易区としての「外高橋保税区」、生産・加工の「金橋輸出加工区」、金融・商業の「陸家嘴金融貿易区」、ハイテク産業の「張江ハイテク区」を拠点として開発が進んでいる。

浦東新区の開発は、経済面でのアジアの一大中心を目指す国家的プロジェクトであり、外国資本の誘致を積極的に行っている。

## 二 上海市の税務局

### 1 税収

上海市の税務局の 2005 年における税収 (国税・地方税) 合計は、約 352,344 百万元 (5,637,504 百万円) で全国の税収合計の約 11%を占め、全国で最も税収が多い地区となっている。ちなみに 2 位は広東省で約 308,431 百万元、3 位は江蘇省で約 275,514 百万元となっている<sup>3</sup>。

また上海市の税収の特徴としては、ここ数年二桁の増加率を継続していること、民間企業からの税収の増加率が最も高く、中でも外資系企業からの税収が最も多いことが挙げられる<sup>4</sup>。

### 2 組織

上海市では上海市国家税務局、地方税務局及び財政局 (以下それぞれ「市国税局」「市地税局」「市財政局」といい、これら三局を合わせて「市財税機関」という。) が同じ建物に入り、人事、会計、広報、監察等の総務的な機能が統一的に行われている。市のレベルの市財税機関 (以下「市局」という。) では国税と地方税の業務は別々に行っているが、区県のレベルでは事務が一緒に行われているところもあるようである。市局のある幹部の話によると、このような組織体制のメリットとして、徴税コストが押さえられ、業務面でコントロールしやすくなることでより効率的な運営を行うことができることをあげている。

上海市のこのような体制は、国税と地方税について一緒に執行していくのが効率的との考えで 1993 年から国家により試験的に行われているとのことである。

市国税局は中央の総局の垂直的指導の下で上海市の国税業務を担当する行政機関であり、市地税局は、市政府の直接的な管理及び総局の業務指導の下で市の地方税を担当している機関である。市財政局は、市の財政収支、財税政策及び国有資本金を管理している市政府の組織である。

市財税機関の全体像は、別紙 1 のとおりであり、市財税機関の中央組織である市局の下に、財税分局 (分局・稽查局)、各区県税務局、直属事業機関、各区県財政局が設置されている。なお、財税分局 (分局) の下には財政所・税務所 (中国では税務署ではなく税務所と書く) が、財税分局 (稽查局) の下には財政検査所・税務稽查所が、各区県税務局の下には税務所がそれぞれ設置されている。別紙は 1 から 6 まで添付しているが、全て上海市財税機関ホームページを基に作成している。ただし別紙 3 の内容は、2006 年 5 月以前に掲載されていたものであり、現在は掲載

されていない。

### 3 税務職員数

税務職員数については、2005 年末時点で 14,560 名（国家税務局 10,240 名、地方税務局 4,320 名）であり、全国の職員の約 1.7% を占めるにすぎない。

また 2005 年 12 月の財税徴収管理体制改革後、職員の再編成を行い、各区県税務局等現場の職員を 10,198 名から 12,300 名へと 2,102 名増員し、前線の徴収管理能力を強化した。ただ市局の職員の話では、今後は徴収から、調査や管理により重点を置くことを考えている、とのこととであった。

### 4 各組織の主な機能

上海市の場合、上述したとおり税務組織と財政組織が同じ場所で業務を行っているが、ここでは税務組織の機能についてのみ述べることとする。

#### (1) 上海市局

上海市全体の税收等統計データや総局から発出された徴税計画に基づいて各種徴税計画を立て、徴収状況の調査、分析、監督、管理を行う。また各種国税、地方税等の徴収や管理について具体的な実施方法を策定したり、租税回避防止措置の研究等を行っている。さらに上海市に登録している税務師（日本の税理士に相当する）、税務師代理機構等の事務の指導監督を行っている。各処室の詳細な機能については別紙 2 を参照のこと。

#### (2) 財税分局（分局）

財税分局には分局と稽査局がある。分局は 2 か所あり、ここでも市国税局、市地税局及び市財政局共に同じ場所で業務を行っている。分局は、煙草、自動車、酒、石油といった納税額が大きい業種の企業について管理、申告書收受、税務登記、領収証の管理、調査及び徴収を行っている。上海市では業種・企業別の管理を行っており、分局の管轄の企業

以外は、各区県税務局にて管理される。各企業は、どこの管轄になるのかは税務登記を行う際に分かることになっている。各分局の下には 8 つの財政所・税務所が設置されている。分局の各処室の機能については別紙 4 を参照のこと。

#### (3) 財税分局（稽査局）

税務調査は、日常調査と呼ばれる一般調査と特別調査に分けられるが、5 か所ある稽査局では特別調査が行われる。特別調査とは、総局が指定した業種や税目について行う調査並びに外部からの密告等により実施される調査のことをいう。また、稽査局は、税法違反案件について密告を奨励するとともに電話等の受付を行っている。各稽査局の下には 5 つから 6 つの財政検査所と税務稽査所が設置されている。稽査局の各処室の機能については別紙 5 を参照のこと。

#### (4) 各区県税務局

上海市に税務局は 19 か所（18 の区と 1 つの県）あり、財税分局（分局）で管轄される大企業以外の企業や個人を所管し、管理、申告書收受、税務登記、領収証の管理、調査及び徴収を行う。税務局が入っている建物にはいくつかの税務所も設置されており、例えば上海市の某区の税務局には 15 の税務所が入っている。税務所は、日本の税務署のように国税局の下にある組織というよりは、税務局の各科（弁公室（政策法規科）、計画統計科、人事教育科、監察科等）と並列の関係にある感じがする。すなわち税務所は、日本の税務署のように様々な機能を有しているわけではなく、各科と同様、特定の機能のみ有している。例えば、第一税務所は、納税者の申告納税の受付、申請書の受理並びに増値税専用領収証の販売、第二税務所から第五税務所は徴収、第七税務所から第十税務所は調査、第十一税務所は受理した税関係書類の管理、第十二税務所は紙ベースの資料の管理、各種電子データの入力及び管理、第十三税務所は企

業の管理を行い、第十四税務所と第十五税務所は、税務局と異なる場所にあり、開発区等区にとって重要な地域を管轄し、納税者の管理、税務登記、申告納税の受付等を行う、というように税務所ごとに機能が分けられている。これは分局の下の財政所・税務所や稽查局の財政検査所・税務稽查所についても同様で、各分局や稽查局と同じ建物内にそれぞれ設置されている。各区県税務局の各処室の機能については別紙 6 を参照のこと。

また財税分局は市局直属であるが、各区県税務局はそれ以外に各区県政府にも管理される。

## 5 組織内の人事

上海市局の職員のうち、弁公室、人事処、監察室等の総合処室の職員は市国税局、市地税局、市財政局全てに所属しており、財政処室と税務処室の職員はそれぞれの局に所属している。3つの局の職員の人事については、市局にある人事処で集中的に行われる。職員の人事異動は、当該3つの局を跨いで、市局、財税分局、稽查局、各区県税務局、税務所、各区県財政局等の間で行われる。ただ日本の国税当局と異なり3年に1度、2年に1度といった規則的人事異動は行われないようである。

## 6 紀律維持

市財税機関は、組織のモラルの維持・向上を図るために様々な施策を行っている。以下は2005年に実施された施策である。

- ・ 市局のリーダーが監察部門のメンバーと共に、税務所に事前通知後訪問したり、抜き打ちで通知なしで訪れたりして、税務所ホールで意見を求めた。
- ・ 稽查局において法律執行検査班を職員5名で組織し、85の納税者（企業）をそれぞれ訪問したり、30の税務所ホールや関連する職場を通知なしで訪問し監督検査

業務を展開した。

- ・ 市局が特別に依頼した31名の観察員（各分野の納税代表者）を組織し、72の税務所ホールを通知なしで訪問し、113の企業を訪問した<sup>6</sup>。

## 7 税務執行

### (1) 納税者管理

税務機関は、2003年7月に公布された「納税者信用等級評定管理試行弁法」（国税発〔2003〕92号）に基づき、「税務登記状況」「納税申告状況」「帳簿・証憑の管理状況」「納税状況及び税法」「行政規則違反行為の処理状況」という五つの指標について納税者の信用等級の評定を行い分類管理を実施している。ランクは、AからDまでの4段階に分けられ、最も評価の高いAランクの納税者は、特定の調査を除き2年間は税務調査が免除され、また領収証の購入上限数の緩和、輸出税額還付（免除）の申請手続きの簡便化等優遇されるが、Dランクの納税者は重点監督の対象とされ管理が強化されるだけではなく、領収証の販売や輸出税額還付（免除）権が停止されたりする。

各区県税務局ではAランクの納税者専用の窓口が設置されており、他のランクの納税者に比べて手続等の処理が迅速に行われているようである。また市財税機関のウェブサイト「上海財税」においてはAランクとDランクの納税者名と税務登記番号が公表されている<sup>7</sup>。

### (2) 税務調査

日系企業等に上海市で税務調査を受けたときの状況を聞いたところ以下のとおりであった。

某税務所から3名の調査官が来社し、調査期間は1日だけで午前10時から午後4時まで行われた。調査事項は、個人所得税、外貨送金（特に入金関係）、各費用、登記書類であり、コンプライアンス面が重点的に検討さ

れた。日本本社の財務担当者も立ち会ったが、調査官は、日本と同様に税務に詳しく、見るべきところを的確に見ており、レベルの高い調査であったと感じたとのことであった。

市国税局及び市地稅局（以下「市稅務局」という。）が2005年に実施した稅務調査の概要について以下のとおり公表されている。

- 重点的に調査を実施したのは、不動産業、主に各種不動産企業及び不動産販売会社や仲介会社、廃棄物回収企業及び廃棄物利用企業、農業副産品（肉、卵、魚、野菜等主食（米、麦、豆等）以外の農産品のこと、主食のように国によって価格が統一されていないため不正が行われやすい）を主な原料とする生産加工企業である。
- 電力、煙草、電信、銀行、証券、保険等の業界の個人所得税の源泉徴収の状況について重点的に調査した。
- 民生福利企業（身体障害者を雇う会社等利益追求型ではなく福利に重点を置いた会社）に対する調査を実施した。売上が比較的大きく、税負担水準が比較的高い企業について重点的に調査を実施し、調査範囲は50%に達した。
- 増値税の一般納税者について調査を実施した。増値税領収証の使用量が比較的多く、かつ「四小証」（税関納税証明、運輸領収証、廃棄物領収証、農産品買上証明のことで、虚偽発行等不正に使用されることが多い。）の控除割合が15%以上のものを対象に調査するとともに、増値税の税負担が比較的小さい業種の企業について調査を実施した。
- 重大案件及び違法案件の調査と処理業務を引き続き強化した。増値税専用領収証の偽造販売及び虚偽発行、違法案件に関わる税金控除に使用される領収証の虚偽発行、並びに偽の税関控除証明・貨物運輸領収証などその他の控除証明を利用した税額控除案件・偽帳簿の作成及び二重帳簿の設置等を利用した脱税案件を重点的に調査した。
- 案件の管理を更に強化し、行政処罰と刑事司法がうまく連携するようにした。例えば2005年初旬には、公安部門との運輸業に対する連合調査により、8の運輸企業の運輸領収証案件を一挙に取り締まった<sup>8</sup>。

なお、中国全体の重点調査対象等稅務執行計画の基本方針等は毎年4月に総局から発表される。本年4月25日に行われた記者発表会においては、2007年度の重点調査対象業種として、不動産業、建築工事業、食品・薬品生産企業、飲食業、サービス業、娯楽業、大型チェーンストア企業、石油化学産業、金融保険業、廃棄物回収企業及び廃棄物利用企業、農業副産品を主な原料とする生産加工企業並びに高収入業界における個人所得税を掲げている。2007年の稅務調査については、2006年と比較して以下の特徴があるとしている。

- 不動産業と建築工事業について引き続き注目し重点調査プロジェクトとして稅務調査を行い、違法行為に対して更に厳しく対応する。特に不動産業については、費用の過大計上と収益の過少計上により脱税を行っている違法行為について重点的に調査する。
- 高収入の業界で働く個人の所得税調査を重点的に行う。特に今年は、年間収入が12万元以上の個人に対して自主申告の政策を実施したことから、特定の部分の業種と地域を選択し重点調査を展開し、高収入の業界で働く個人の所得税について調査と監督管理を強化する。
- 独占的な産業、大型納税企業、大型チェーンストア企業も本年の調査重点対象である。本年、石油化学、電力、金融、保険等大型納税企業及び外商投資大型チェーンストア企業に対しては、総局が中心となって重点調査を組織する。

- ・ 廃棄物回収企業及び廃棄物利用企業、並びに農業副産物を主な原料とする生産加工企業の規範を更に肅正し、この業界における脱税や領収証の虚偽発行の問題が生じないように更に厳しく取り締まる。
- ・ 税収秩序が混乱している部分、徴収管理の基礎が比較的脆弱な部分、並びに案件の手がかりが比較的集中している部分に対して、総局が中心となって集中的に調査を展開し取り締まる。

### (3) 電子申告

上海市の電子申告の対象税目は、増値税、営業税、消費税、企業所得税、外商投資企業及び外国企業所得税、給与・賃金に係る個人所得税（源泉徴収分）等である。

某会計事務所で聞いたところによると、上海市における電子申告はかなり進んでおり、小規模の設立開始間もない法人を除き現地法人の多くは、企業所得税の確定申告以外、すなわち企業所得税の予定申告分、増値税、営業税等の大部分を電子申告しているようである。確定申告について電子申告していないのは、添付する資料がかなりあることが理由とのことである。また個人所得税は、給与所得についてはほぼ 100%電子申告を行っている。

また市税務局は、電子申告が更に普及するよう 2006 年 7 月に「電子申告等業務並びにウェブサイトサービス会社の管理と強化及び整理についての方案の通知」（沪国税征[2006]28 号）を公布した。その概要は以下のとおりである。

- ・ 納税者の費用の免除：従前納税者がウェブサイトサービス会社（以下「サービス会社」という。）に対して支払っていた電子申告や認証のための費用を政府が代わりに負担し納税者は無料とする。なお、政府がサービス会社に支払う費用は、企業 1 社毎に 120 元／年（1,920 円）（税務師事務所が代理申告する場合は 60 元）である。

- ・ ソフトウェア等の統一：これまで統一されていなかった 7 社のサービス会社のソフトウェアや通信プラットフォーム（ハードウェア環境）を、上海市財税機関のウェブサイト「上海財税」において新しい形式に統一する。
- ・ 納税者への広報の重視：税務所ホール等に公告を張り出す等により、対外的な広報を強化する。「公告」には従前納税者が負担していた電子申告のための費用を政府が支払うこと、今後サービス会社の監督管理を強化すること等について記載されている。
- ・ 職責の明確化と検査の強化：各機関（市局、各区県税務局、サービス会社）は、各当事者の職責を明確にし、電子申告管理業務を確実にを行い業務の効果を把握する。同時にサービス会社の監督・検査を強化し、サービス会社に対する市局、各区県税務局、納税者の三者による検査制度を形成する。
- ・ 各当事者との調整・推進の強化：各機関はサービス会社と税務師事務所の関係を調整し、電子申告業務が税務事務所の代理申告業務の一方式であり、税務師事務所は納税者から通常の代理申告費用以外のサービス費用を収受してはならないということを明確にし、納税者が電子申告を止めることがないようにする。同時に各機関は、電子申告に関する研修業務を十分に行い、納税者に無料で研修場所や研修資料等を提供する。

## 8 納税者サービス

最近の中国では、人を基本に考える、つまり人を大事にするということを重視しており、ワンストップサービスを実施したり、電話で相談だけでなく苦情も受け付けるようにしている。

### (1) 税務所ホールのワンストップサービス

上海市の各区県税務局では、第一税務所が

納税者の窓口になっている場合が多い。ここで納税者は、各種税金の申告納税や各種申請書の提出、また設立や異動等税務登記、並びに増値税専用領収証の購入等を行うことができる。

某税務局の第一税務所の中はホールになっており周囲に各種窓口が設置されている。納税者は発券機から整理券を取ったあと、ホール中央にある椅子に座って電光掲示板に自分の番号が表示されるのを待つ。当税務所ホールでは、総合案内窓口が8、申告納税窓口が24、増値税専用領収証販売窓口が2か所設置されていた。納税者はこのホールの中で必要な税務手続きをほとんど全て行えるようになっている。

またこの税務所には、税法、徴収、調査等各種税務に関する一般的な相談を受け付ける部屋が設置されている。ただしここでは税務に関わる書類の受理、処理及び税務調査の実施等具体的な法律執行行為に関する相談は受け付けていない。部屋の入口に「政策相談室」と表示され2名の職員が対応していた<sup>9</sup>。

## (2) 税務相談

2006年度に受け付けた相談は769,582件であり、その内訳は、現場で対応したのが32件、サービスホットライン「12366」が740,245件（オペレータサービスが290,797件、自動音声サービスが459,448件）、政府情報公開専用電話が280件、その他の相談サービス（ウェブサイトでの質問、電子メール相談等）が29,025件であった<sup>10</sup>。

サービスホットライン「12366」は、納税者に専らサービスを提供する目的で総局が設置した番号である。市財税機関では、2006年1月1日12時からホットライン「12366」を開通し、以下のようなサービスを行っている。

① 質問・相談受付サービス：個人・法人の納税者、一般市民等に財政・税務に関する法律法規及び政策、徴収管理規定に関する

質問並びに実際に生じている問題に対して回答する情報提供サービス：納税者、一般市民等に財政・税務政策法規、公告、様式をファックスで提供する。

② 賞金くじ付き領収証の真偽の問合せや当りくじの現金引換え場所等についての情報を提供する。

③ 日本の国税庁のタックスアンサーサービスのような各種手続きや税金についての自動音声サービスを提供する。

④ 税務に関する通報（密告）サービス：納税者からの税収違法行為の通報（密告）を受け付けるサービス

⑤ 苦情申し立て監督サービス：納税者に市財税機関のモラル、サービスの質及び職員の違法行為等の監督に対して苦情申し立てを受け付けるサービス。

サービス提供時間は、月曜日から土曜日までの午前9時から午後9時まで（祝日を除く）である。なお自動音声サービスについては、毎日24時間受け付けている。

またこの他に納税者のためにオンライン上での問い合わせや、質問の受け付け、e-mailでのサービス等も行っている。

## (3) 市財税機関ウェブサイト「上海財税」

総局は、全国の各税務局のインターネットウェブサイトの開設・改善を進めており、市財税機関のウェブサイトである「上海財税」も非常に内容が充実している。以下のアドレスから「上海財税」を参照することができる。

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csji/index.html>

また各区県税務局もウェブサイトを開設しており様々な情報やサービスの提供を受けることができる。全国の71の省級税務機関（各省、自治区、直轄市及び計画単列市）のうち現在ウェブサイトを開設しているのは68であり、3つの地方税務局だけ開設していない状況である。また国家税務局と地方税務局が一緒のウェブサイトになっているのは上海市だけである。



なお、総局は、「国家税務総局弁公庁省税務機関インターネットウェブサイト評価に関する通知」（国税弁函〔2007〕161号）に基づいて、「行政事務の公開」「オンラインによる業務」「公衆参加」「ウェブサイト管理」という4つの指標を基準として、ウェブサイト上でのサンプリングテスト方式により各省級の税務局のウェブサイトについて客観的な評価を行っている。実際の評価については、「中国ソフトウェア評測センター」という第三者機関に委託して行っている。

またその結果については、総合順位ベスト20、国税局・地税局別順位ベスト10や行政事務公開ベスト10等各評価項目の順位を公開している。ちなみに2007年4月に公開された「2007年省級税務機関インターネットウェブサイト評価結果」においては、総合1位は北京市地方税務局であり、上海市国税局・地税局の順位は11位であった。

#### (4) 情報公開

全国レベルでの政府情報公開規定については、2007年1月17日に国务院令である「中華人民共和国政府情報公開条例」（2008年5月1日施行）が公布されたところであるが、市財税機関は、「上海市政府情報公開規定」（2004年1月20日公布、2004年5月1日施行）に基づき情報を公開している。

当該規定によれば、第10条の情報以外は、原則として経済、社会管理及び公共サービスに関わる情報を全て公開あるいは申請により提供しなければならない。第10条に規定されている情報とは、①国家機密に関わるもの、②商業上の秘密に関わるものあるいは公開により商業上の秘密が漏洩する可能性があるもの、③個人のプライバシーに関わるものあるいは公開により個人のプライバシーを守る権利が不当に侵害される可能性があるもの、④現在調査、討論、処理の過程にあるもの、但し法律、法規及び本規定で別途規定されているものを除く、⑤行政法律執行に

関連するもので、公開後検査、調査、証拠の収集等法律執行活動に影響を与える可能性があるもの、あるいは個人の生命・安全を脅かすことになるもの、⑥法律・法規により公開の免除が規定されているもの、である。ただし②と③については、権利保有者と関連当事者が公開に合意する場合、公開による公共利益が、発生する可能性のある損害を上回る場合、法律法規が公開可能と規定している場合には公開の制限が免除される。また④と⑤については、公開することで明らかに公共利益があり、かつ公開することで実質的な損害が引き起こされなければ、政府機関は公開することができる規定されている。

また情報公開を申請した場合の費用については、政府は検索、コピー、郵便等配送料等の実際にかかった費用を請求することができる規定されている。

2006年度に上海市財税機関が自主的にウェブサイト等において公開した情報は695件で、内訳は機構設置に関する情報が55件（7.9%）、政策法規に関する情報が365件（52.5%）、業務に関する情報が252件（36.3%）、その他が23（3.3%）であった。次に2006年に受理した情報公開申請のうち年度内に処理したのが71件で、申請された情報の大部分は、特定の主体の納税状況、財政予算及び税収の詳細な情報、並びに財政・税務政策法規等に関するものであった。

受理した申請のうち、公開に同意したのは33件（46.5%）で主に財政・税務法規及び申請者自身にかかわる情報であり、公開を拒否したのは38件（53.5%）で、国家機密であったもの、申請された情報が存在しなかったもの、申請の内容が明確でないものなどが含まれている<sup>11</sup>。

### 三 中国の注冊（登録）税務師

中国の注冊税務師は日本の税理士のような税務申告の代行、記帳代行、税務コンサル

ティング等の業務を行うことができる。日本のように日本の公認会計士に当たる注册会计师や弁護士に税務師資格は与えられない。注册会计师の業務範囲は、注册会计师法（1993年10月31日公布、1994年1月1日施行）の第14条及び第15条に規定されており大きく監査業務と非監査業務に分けられる。監査業務としては、財務諸表の監査及び監査報告書の提出、払込資本金の検査及び資本金払込検査報告書の提出、並びに企業合併・分割・清算の会計監査業務及び監査報告書の提出があり、非監査業務としては、会計コンサルティング及び会計サービス業務が認められている。

注册税務師になるには、人事部及び総局が実施する資格試験に合格しなければならない。試験は、税法Ⅰ（増値税、消費税、営業税）、税法Ⅱ（企業所得税、個人所得税、印紙税）、財務と会計、税務代理実務、税関関連法律（行政法、民法等）であり、受験者は、連続する3年間以内に全ての科目に合格しなければならない。注册税務師試験合格者の累計は2005年末で66,849名である。また中国の特徴として納税者が注册税務師や注册会计师と契約する場合には、個人とではなく必ずその事務所や会社と委任契約を締結することになり、その責任はあくまで事務所又は会社が負うことになる。

前回の税大ジャーナルに掲載された中国税務行政の説明の中で、中国の19の省や市において税務機関が全て又は一部の社会保険料の徴収を行っているとの説明があった。上海市では現在のところ税務機関による社会保険料の徴収は行われていないが、一部の注册税務師が税務代行業務以外に社会保険料の調査を行っている。これは上海市で社会保険を管轄する上海市労働・社会保障局（以下「社会保障局」という。）が2001年から社会保険料の検査を一部の税務師事務所や会計士事務所に委託しているためである。社

会保障局自身が検査を行うのは、社会保障局に密告があった場合、委託した税務師事務所等の検査により追徴される金額がある一定の金額を超えるなどした場合であり、それ以外は委託により検査が行われているとのことである。委託されているのは検査だけであり徴収は社会保障局が行う。

#### 四 酒類行政

日本の国税庁は、酒類行政の主体として様々な取組みを行っている。中国では税務当局ではなく商務部が管轄しているのが、最近、中国、特に上海で実施された酒に関わる取組み等について紹介する。

##### 1 未成年者酒類販売禁止プレートの設置

2006年8月の全国人民代表大会常務委員会において「中華人民共和国未成年者保護法」が改正された。その中で、未成年者（18歳未満の者）に対する酒・煙草の販売禁止が重要内容の1つになった。

上海市においても、未成年に対する酒類と煙草の販売規制を改めて市民に通知しそれを各販売店にも厳守させる目的で、青少年保護委員会、酒類専売局、煙草専売局など5つの機関が、2006年8月31日に未成年者への酒類と煙草の販売の禁止（「禁止向未成年人出售烟，酒商品」）を明記したプレートを市内4万か所あまりの販売店に設置した。このプレートは、市民に新しい販売規制を広く知ってもらうため全て無料で設置された。この規制に関する法律は外国人に対しても有効なため英語による説明も載せている。

今後上海市酒類専売局等は、各商店に対して調査を行い、プレートを店内にきちんと設置していない場合や未成年者に酒類等販売した場合には罰金や営業資格の取消し等処罰を行うとしている。

## 2 酒のラベル表示に関する法律の施行

中国では2007年10月1日から「飲料包装酒ラベル通則」(2005年9月公布)が正式に実施されることが予定されており、酒類関連企業に対して酒ビンのラベルに「過度飲酒、有害健康」(過度の飲酒は健康に有害)、「酒后请勿驾车」(飲酒後は車を運転するべからず)、「孕妇和儿童不直饮酒」(妊婦と子供は飲酒すべきではない)等といった忠告の言葉を載せることが推奨されることとなった。また他にも以下のような点が変更される。

- ・ 飲料酒の定義を元々アルコール度数0.5%から65%であったのを0.5%以上に変更する。
- ・ 強制的な表示項目、免除される表示項目及び非強制表示内容を明確化した。ラベルに強制的に表示しなければならないのは、酒の名称、酒の成分のリスト、ネットの量、商品標準番号、品質等級、警告文(「切勿撞击, 防止爆破(ビンをぶつけないこと。爆破を防止すること)」)、生産許可証等であり、特にガラス瓶のビールについて「切勿撞击, 防止爆破」等関連する警告に類似した表示を要求する。ただしぶどう酒と10%を越えるその他の酒については品質保証期間の表示を免除する。

### おわりに

筆者は、経済発展著しい上海で約2年間を過ごした。現在上海では、2010年の万国博覧会の開催を控えてハード面である地下鉄や道路等のインフラの発展だけでなく、人々や交通マナーの向上等ソフト面に力を注いでいる。2年前、初めて上海に来たときと比較すると、道路でのクラクションや縦横無尽な人の横断は減りマナーは向上したと感じる。

市局の職員から税務行政というソフト面においては、「人を基本に考える、人を大事にする」ということを重視して執行を行って

いると聞いた。毎年上海で事業を行う人や企業が増え続けている状況において、今後、納税者にとって便利で分かりやすい執行が行われていくことが益々重要になると考える。

1 出典：ジェトロホームページ、中国エリア別情報(華中、華東)上海市概況

2 出典：2006上海市経済年鑑101頁

3 出典：2006中国税務年鑑629頁

4 出典：2006中国税務年鑑282、283頁

5 出典：2006中国税務年鑑284頁

6 出典：2006中国税務年鑑284頁

7 2006年8月11日「2003年度-2005年度納税信用等級Aランク、Dランク納税者リスト公告」参照。

8 出典：2006中国税務年鑑284頁

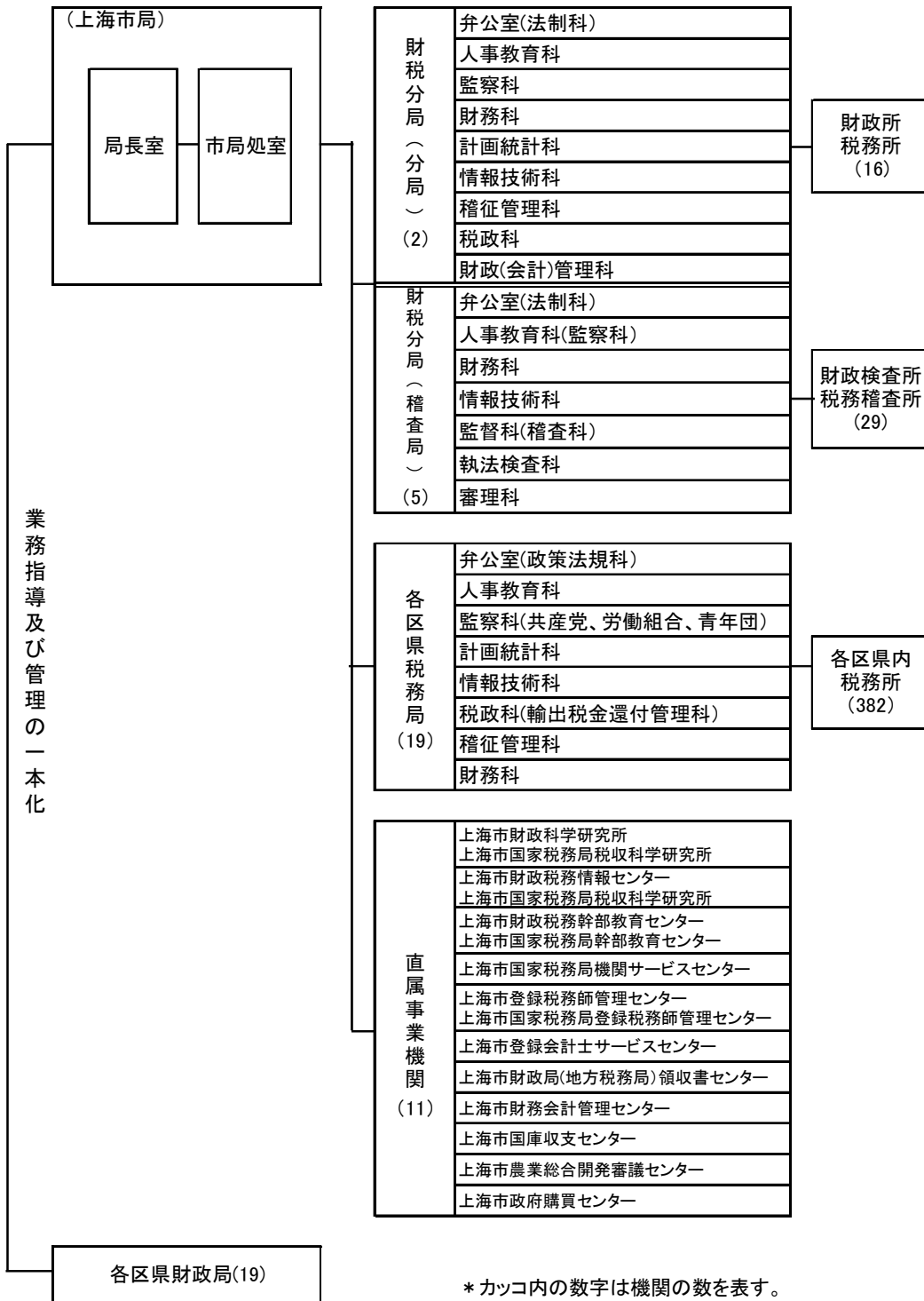
9 増値税は日本の消費税に当たる流通税でインボイス方式を採っている。17%と高率で古くから増値税専用領収証の虚偽発行による不正が行われてきたため、この領収証については厳格に管理されており、税務局でしか購入することができない。当該領収証は、税務登記後に企業の経理人員が税務局の講習会に参加して公式領収証管理員証を受け取った後に申請してやっと購入できる。

10 出典：2006年上海市財政局政府情報公開年度報告

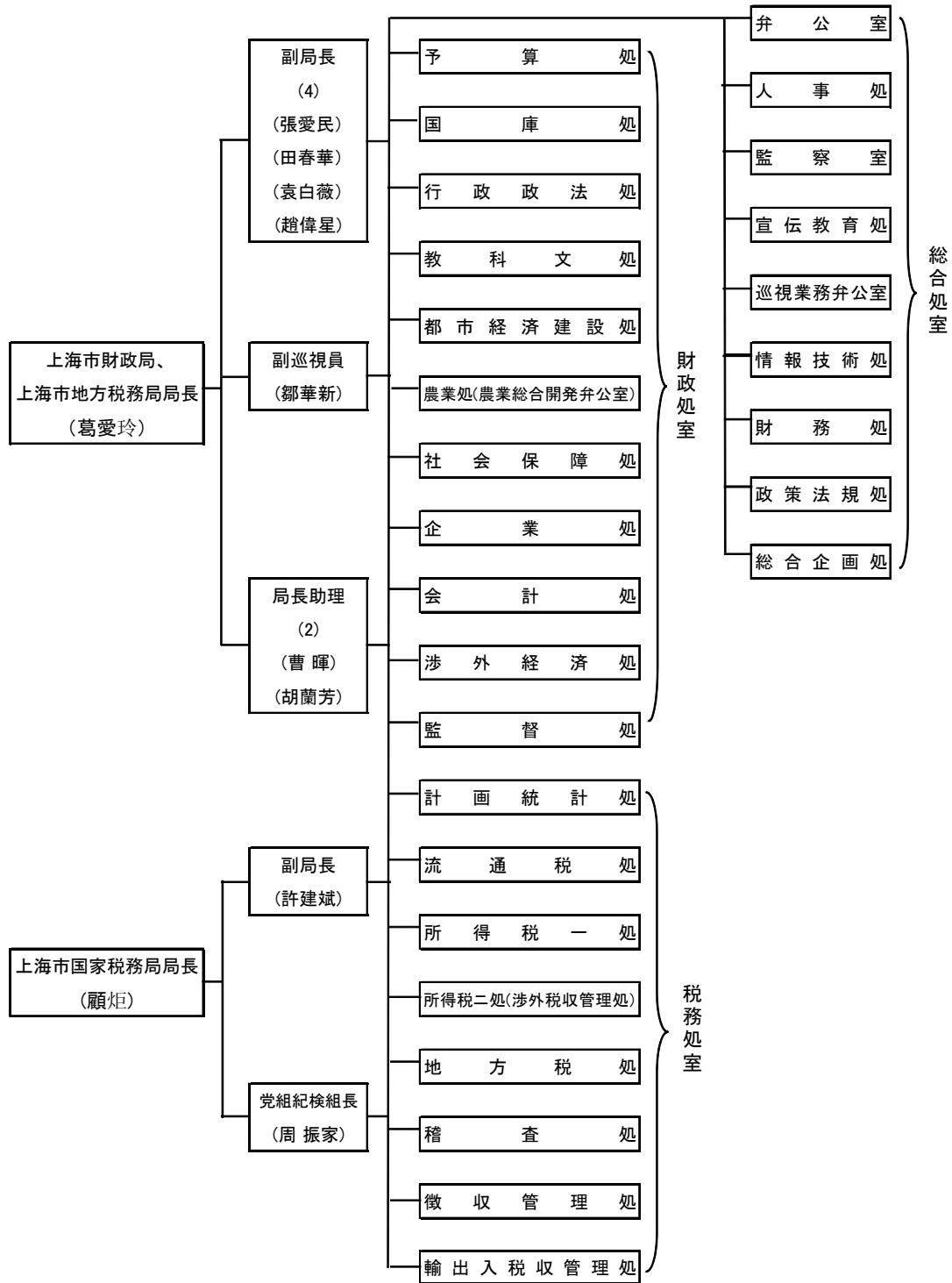
11 出典：2006年上海市財政局政府情報公開年度報告

(別紙1)

上海市財税機関(市財政局、市国家税務局、市地方税務局)・組織図



上海市局(市財政局、市国家税務局、市地方税務局)・組織図



上海市局総合処室・税務処室の職務内容

(総合処室)

弁 公 室	… 日常の政務の処理、協調、監督。関係報告や文書の起草、審査。関係重要会議の開催。政務情報の管理、ニュースの発表及び対外連絡。秘書事務、文書保存。投書・陳情、機密保持、財稅年鑑、事務室の自動化業務。機関執務制度、財務、物資、不動産等行政管理。
人 事 処	… 市の財稅組織の後任幹部の養成。市局機関と下部機関の機構、編成、給与、任免、配置、考査、専門技術職務等人事管理。私的出国の政治審査、退職した幹部の管理。安全防衛。
監 察 室	… 市の財稅機関の規律検査及び行政監察。本機関所属部門及び職員の状態財政、稅收法律、法規と関連政策の執行状況の監察。財政、稅務に関する監察制度及び実施細則の制定、組織、監督、検査。市局的所属部門及び職員の違法行為や規律違反行為の密告、告訴の受付。
宣 伝 教 育 処	… 市の財稅組織の広報、教育及び精神文明の建設並びに文明創建活動の実施、表彰、奨励。財稅機関の各種職員の継続教育、業務育成訓練及び職場訓練。
巡 視 業 務 弁 公 室	… 巡視業務の政策的研究及び制度設計業務。当該関連部門の巡視業務の組織化と調整。
情 報 技 術 処	… 市の財稅情報システムの立上げ及びコンピュータ利用拡張の企画、年度計画及び組織実施。財稅情報システムにおける各種情報管理制度、コンピュータ情報技術標準及び各種技術規範の制定。ソフトウェア開発の利用、利用の普及及びシステム安全運用の指導。
財 務 処	… 市の財稅組織内部の各機関の經費、財務、装備及び固定資産の管理。財務制度の執行の監督。各種經費口座の集中統一管理。直屬機関、稅務組織の稅務報告表及び予算決算の取りまとめ並びに審査。各項經費の受取と支出の処理。組織内部審査の組織及び実施。
政 策 法 規 処	… 市の財稅部門が立案する地方性の財稅法規、規範性の文書の審査。その他の部門が起草する法規、規範性の文書の中で財稅方面に関係のある条項の審査。完全な財稅政策法規の研究提出、財稅管理の政策提案の強化。財政調査の政策及び制度の立案、市の財稅部門の行政執行、監督、検査。
総 合 企 画 処	… 国民經濟の運行情勢の予測分析、市の經濟政策の調整及び財稅政策の運用により經濟を調整操作する建議の提出。地方財稅發展戰略の研究。中長期地方財稅發展企画の編成。財稅改革建議の提出。

(稅務処室)

計 画 統 計 処	… 市の稅收會計、統計情報データの取りまとめ及び分析。稅收の長期計画の編成。稅收計画、會計、統計制度及び調査執行状況の監督。經濟稅源と稅收負担の变化の状況の調査、分析、監督、管理の組織及び展開。各種稅收計画、會計、統計報告表の作成。
流 通 稅 処	… 市の營業稅等流通稅の徵收管理と稅政業務。市の流通稅徵收に関する具体的な実施方法の制定。稅法の執行と稅收政策に関連する事務処理。
所 得 稅 一 処	… 市の企業所得稅の徵收管理と稅政業務。市の企業所得稅徵收の具体的な実施方法の制定。稅法執行と稅收政策に関連する事務処理。
所 得 稅 二 処 (涉外稅收管理処)	… 市の所得稅の徵收管理と稅政業務。外商投資企業、外国企業及び個人經營業者の所得稅の徵收管理と稅政業務。市の個人所得稅と対外(涉外)所得稅徵收の具体的実施方法の制定。対外稅法及び稅收政策に関連する事務処理。租稅回避防止措置の研究制定。
地 方 稅 処	… 市の不動産稅、土地使用稅、土地增値稅、車輛船舶使用稅、印花稅(証券交易稅を含む)、都市計画稅(維持・建設)、農業稅、農業特產稅、屠殺稅、固定資産投資方向調節稅、耕地占有稅、教育費付加、先物取引費等地方稅費の徵收管理及び稅政業務。市の地方稅費徵收の具体的な実施方法の制定。稅法の執行及び稅收政策に関連する事務処理。
稽 査 処	… 市の稅收調査制度、条例の作成並びに組織及び実施。本系統の稅收調査業務の組織、指導、調整。市の範囲内の稅收專項調査の組織及び実施並びに各財政分局、各区縣稅務局の稅收專項調査業務に対する業務指導、管理の実施。各区縣稅務局等に対する稅收法律執行調査の組織・実施。市局審理委員会が審理する重大な稅務案件に対する最初の審理の実施。
徵 收 管 理 処	… 稅收徵收管理法及びその実施細則の実施。上海市の稅收徵收管理制度の構築。上海市の日常稅收徵收管理業務の指導。
輸 入 出 稅 收 管 理 処	… 輸出入貿易の稅收管理業務。具体的な稅收管理方法の制定。輸出稅金還付指標管理。輸出入稅收政策の執行状況に係る調査の組織化。

財税分局(分局)科室の職務内容

弁 公 室 ( 法 制 科 )	日常の政務の処理、調整、監督。関連報告や文書の起草、審査。関連重要会議の開催。政務情報の管理、新聞情報の管理及び対外連絡。秘書事務、文書保存。投書・陳情、機密保持、財税年鑑、事務室の自動化業務。執務制度、経費、財務、整備、不動産等行政管理。行政不服審査、行政訴訟等法律事務。
人 事 教 育 科	人事管理制度の研究及び執行。後任幹部の養成。機構、編成、採用、任免、配置、給与、考査、専門技術職務、辞職処理等人事管理。私的出国の政治審査、教育養成訓練管理業務、退職した幹部の管理とサービス。
監 察 科	機関職員が党及び国家の路線方針及び関連法律法規、政策を貫徹しているかについての監督検査業務。党の規律検査、行政監察及び廉政建設(収賄等不正を防ぐための)業務。モラルの評価業務。廉政教育の組織化及び展開。本機関幹部の違法行為や規律違反行為の密告、告発の受付、並びに上級への報告。
財 務 科	関連法律法規及び財務制度の貫徹、本機関の財務管理規則制度の制定。本機関の各種銀行口座の統一集中管理。本機関の経費予算と財務報告表の作成。本機関の日常経費及び業務性資金の管理。内部会計検査の実施。本機関の固定資産、車輛、制服及び政府購買並びに基本実行プロジェクト等の管理の実施。
計 画 統 計 科	財政、税収会計、統計情報データの取りまとめと分析。税収計画の編成、予測、分配。市財政決算に必要なデータの提供。税収計画、会計及び統計制度の執行。納税証明の管理並びに税収入出庫状況及び制度執行状況の監督検査。経済税源、重点税源及び税収負担変化状況調査、分析、監視統制及び管理の組織と展開。各種税収計画、会計、統計報告書の作成。
情 報 技 術 科	情報化の立上げ、応用、管理及び調整業務。コンピュータの利用の拡張プロジェクトの組織と実施。コンピュータシステムの運用管理制度の執行状況の監督検査。コンピュータ設備の配備、コンピュータ使用人員に対する技術や操作の訓練。コンピュータ情報システムのメンテナンス。
稽 征 管 理 科	総合的な税収徴収管理に関する法律、法規及び規則の組織・実施並びに総合的な税収徴収管理制度と方法の制定。税務登記等税収資料の管理。徴収管理に対する質的な総合審査。司法機関が行う普通領収証の偽造、闇取引、窃盗に対する取り締まりへの協力。納税延期の審査。破産した企業と清算企業の未払い分の税金の承認。納税評価総合的な制度、方法の制定と業務の組織・実施。納税サービス、日常的な税源管理業務。納税機関の日常検査、通常検査の組織・実施並びに案件審理。徴収及び調査状況報告表の取りまとめ及び分析並びに上級への報告。
税 政 科	国家の税収に関する法律、法規及び市の具体的な税収政策の徹底的な執行。所得税等税収確定申告に関する業務。税法と税収政策を執行する中で関係する事務処理。輸出税金還付の審査、処理等。関連部門の脱税調査の組織・実施への協力。
財 政 ( 会 計 ) 管 理 科	国家財政に関する法律、法規及び政策の執行。担当機関、部門に対する財政法律の指導と監督の執行。財政法律、法規及び政策の執行における関連事務の処理。担当する業種・企業の財務管理。市局の関連部署が行う各種行政事業の料金徴収、罰金収入への監督徴収及び小切手管理業務への協力。予算外資金の納入予算管理。財政専門項目支援政策業務関連資料の審査等。

財税分局(稽查局)科室の職務内容

弁 公 室 ( 法 制 科 )	日常の政務の処理、調整、監督。関連報告や文書の起草、審査。関連重要会議の開催。政務情報の管理、新聞情報の管理及び対外連絡。秘書事務、文書保存。投書・陳情、機密保持、財税年鑑、事務室の自動化業務。執務制度、経費、財務、整備、不動産等行政管理。行政不服審査、行政訴訟等法律事務。
人 事 教 育 科 ( 監 察 科 )	人事管理制度の研究及び執行。後任幹部の養成。機構、編成、採用、任免、配置、給与、考査、専門技術職務、辞職処理等人事管理。私的出国の政治審査、教育養成訓練管理業務、退職した幹部の管理とサービス。機関職員が党及び国家の路線方針及び関連法律法規、政策を貫徹しているかについての監督検査業務。党の規律検査、行政監察及び廉政建設(収賄等不正を防ぐための)業務。モラルの評価業務。廉政教育の組織化及び展開。本機関幹部の違法行為や規律違反行為の密告、告発の受付、並びに上級への報告。
財 務 科	関連法律法規及び財務制度の貫徹、本機関の財務管理規則制度の制定。本機関の各種銀行口座の統一集中管理。本機関の経費予算と財務報告表の作成。本機関の日常経費及び業務性資金の管理。内部会計検査の実施。本機関の固定資産、車輛、制服及び政府購買並びに基本実行プロジェクト等の管理の実施。
情 報 技 術 科	情報化の立上げ、応用、管理及び調整業務。コンピュータの利用の拡張プロジェクトの組織と実施。コンピュータシステムの運用管理制度の執行状況の監督検査。コンピュータ設備の配備、コンピュータ使用人員に対する技術や操作の訓練。コンピュータ情報システムのメンテナンス。
監 督 科 ( 稽 査 科 )	担当区域範囲の財政監督、税務調査業務。財政税務監督調査業務計画の立案、業務の総括及び関連統計報告表の上級への一括報告。検査業務規定に基づく案件の選定並びに監督調査対象の決定及び監督調査任務の下達。監督調査案件の登録、審査。監督調査業務の組織及び実施、並びに税務調査の実施、税收保全及び税收強制措置の審査。犯罪嫌疑案件の司法機関への移送、税務査定の実施。監督調査の行政法律執行文書の管理及び密告奨励案件の審査・指示及び管理。市局から処理を任された関連案件への協力調査業務等。
執 法 検 査 科	本系統の担当機関に対する法律執行監督検査業務。財税政策の執行状況に対する検査の実施。財政内部監督検査及び税收法律執行検査の実施。税收徴収管理検査及び税務案件の抜き取り再検査業務の実施。法律執行職員の行政法律執行行為に対する監督検査の実施。
審 理 科	財政税務違法案件の検査状況に対する審理の実施。財税政策執行の検査状況に対する審理の実施。財政内部監督検査及び税收法律執行の検査状況に対する審理の実施。税收徴収管理の質に関する検査状況及び税務案件の抜き取り再検査の状況に対する審理の実施。財政監督、税務調査及び担当機関内部法律執行検査に関する審理状況のフィードバック。法律違反、規則違反案件に対する分析の実施並びに改善意見の提出等。



各区県税務局科室の職務内容

弁 公 室 ( 政 策 法 規 科 )	... 日常の政務の処理、調整、監督。関連報告や文書の起草、審査。関連重要会議の開催。政務情報の管理、新聞情報の管理及び対外連絡。秘書事務、文書保存。投書・陳情、機密保持、財税年鑑、事務室の自動化業務。執務制度、経費、財務、整備、不動産等行政管理。行政不服審査、行政訴訟等法律事務。
人 事 教 育 科	... 人事管理制度の研究及び執行。後任幹部の養成。機構、編成、採用、任免、配置、給与、考査、専門技術職務、辞職処理等人事管理。私的出国の政治審査、教育養成訓練管理業務、退職した幹部の管理とサービス。
監 察 科 ( 共 産 党 、 労 働 組 合 、 青 年 団 )	... 規律検査及び行政監察、所属部門及び職員の違法行為や規律違反行為の密告、告訴の受付、内部の関連規定に従った取り締まりと上級への報告。廉政教育(収賄等不正を防ぐための教育)の組織。
計 画 統 計 科	... 財政、税収会計、統計情報データの取りまとめと分析。税収計画の編成、予測、分配。市財政決算に必要なデータの提供。税収計画、会計及び統計制度の執行。納税証明の管理並びに税収入在庫状況及び制度執行状況の監督検査。経済税源、重点税源及び税収負担変化状況調査、分析、監視統制及び管理の組織と展開。各種税収計画、会計、統計報告書の作成。
情 報 技 術 科	... 情報化の立上げ、応用、管理及び調整業務。コンピュータの利用の拡張プロジェクトの組織と実施。コンピュータシステムの運用管理制度の執行状況の監督検査。コンピュータ設備の配備、コンピュータ使用人員に対する技術や操作の訓練。コンピュータ情報システムのメンテナンス。
税 政 科 ( 輸 出 税 金 還 付 管 理 科 )	... 国家の税収に関する法律、法規及び市の具体的な税収政策の徹底的な執行。流通税、内外資企業所得税、個人経営者の所得税、個人所得税並びに市局地方税務機関と関連している税目の徴収管理及び税収業務。税収年度検査と確定申告業務の組織。税法と税収管理に関係する事務処理。輸出税金還付の処理。
稽 征 管 理 科	... 国家税収徴収管理に関する法律、法規の徹底的な執行。税務登記と納税申告の組織。税収徴収管理事務の組織。税収調査事務の組織。徴収管理状況報告表の取りまとめ、分析及び上級への報告。領収書管理事務。破産した企業と清算企業の未払い分の税金の承認。
財 務 科	... 財務管理、行政経費管理と見積、固定資産管理、行政経費に係る予算及び決算の編成、政府購買の編成及び実施並びに銀行、現金等その他業務の管理。